

## 特定建築設備等の定期検査の報告時期

○岐阜県建築基準法施行細則 第10条の3に基づく一覧

対象建築設備等	報告時期
①エレベーター ②エスカレーター	毎年 <sup>※1</sup>
③小荷物専用昇降機	
①定期調査報告を行う建築物に設置された防火設備 ②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分が200㎡以上である建築物に設置された防火設備	
①観光用エレベーター及びエスカレーター ②ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ③メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動する遊戯施設で原動機を使用するもの	

※1検査済証の交付を受けた月の前一月に特定建築設備等ごとに下記の機関へ報告書を提出してください。

- ・エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機及び遊戯施設等は中部ブロック昇降機等検査協議会へ報告書を提出してください。
- ・防火設備は所管の建築事務所へ報告書を提出してください。